

○厚生労働省告示第五百七号
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条
の五一項第十三号及び第六条の七第一項第九号
の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第百
八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は
病院、診療所若しくは助産所に関して広告するこ
とができる事項の件）の一部を次のように改正す
る。

平成二十年十一月四日

厚生労働大臣 幸添 要一

第四条中第十六号を第十七号とし、第十五号を
第十六号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 財団法人日本医療機能評価機構が定める

産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科

医療補償約款を定め、それに基づく補償を実

施している旨

第六条中第十四号を第十五号とし、第十三号を
第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十三 財団法人日本医療機能評価機構が定める

産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科

医療補償約款を定め、それに基づく補償を実

施している旨